

人事行政の運営等の状況の公表について

1	職員の任免及び職員数に関する状況	P 1
2	職員の人事評価の状況	P 4
3	職員の給与の状況	P 5
4	職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況	P 9
5	職員の休業に関する状況	P 10
6	職員の分限及び懲戒処分の状況	P 11
7	職員のサービスの状況	P 12
8	職員の退職管理の状況	P 12
9	職員の研修の状況	P 13
10	職員の福祉及び利益の保護の状況	P 14

令和 7 年 1 月
八戸市総務部人事課

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 定員適正化計画の数値目標及び実績

令和元年9月に策定した定員適正化計画では、中核市移譲事務の体制充実や、想定される行政サービスに適切に対応できるよう、必要な職員数を確保するとともに、これまで同様、適正な定員管理に努めることとし、令和2年度の職員数を基準に、令和3年度から令和7年度までの5年間で職員数を26人減員（令和2年度比1.9%）することとしております。

なお、令和6年度の職員数は、4月1日現在で、1,376人であり、前年度と比較して15人の増となりました。

区分		計画 前年度	計画期間の状況					計画 最終年	増減 (B)－(A)
		H31	R2 (A)	R3	R4	R5	R6	R7 (B)	
計 画	計画職員数 (4.1 現在)	1,357 人	1,362 人	1,362 人	1,346 人	1,353 人	1,348 人	1,336 人	▲26 人
	対前年増減数	－	5 人	0 人	▲ 16 人	7 人	▲ 5 人	▲ 12 人	－
実 績	現員数 (4.1 現在)	－	1,352 人	1,353 人	1,352 人	1,361 人	1,376 人	－	－
	計画との差	－	▲ 10 人	▲ 9 人	6 人	8 人	28 人	－	－

(注) 市民病院・交通部・八戸地域広域市町村圏事務組合・後期高齢者医療広域連合派遣を除く職員数

(2) 職員数の状況

① 部門別職員数

部門別職員数の状況と主な増減理由は、次のとおりです。

(各年4月1日現在)

区分		職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
一般行政 部 門	議 会	14 人	14 人	0 人	
	総務・企画	322 人	330 人	8 人	国民スポーツ大会及び国勢調査準備に伴う増
	税 務	88 人	89 人	1 人	
	民 生	159 人	159 人	0 人	
	衛 生	170 人	172 人	2 人	
	労 働	4 人	4 人	0 人	
	農林水産	56 人	57 人	1 人	
	商 工	50 人	50 人	0 人	
	土 木	181 人	182 人	1 人	
	小 計	1,044 人	1,057 人	13 人	
特別行政 部 門	教 育	151 人	154 人	3 人	機構改革による組織再編及び新給食センター整備に伴う増
公営企業等 会計部門	病 院	1,068 人	1,086 人	18 人	診療体制の強化による増
	交 通	76 人	75 人	▲1 人	
	下水道	66 人	66 人	0 人	
	その他	95 人	94 人	▲1 人	
	小 計	1,305 人	1,321 人	16 人	
合 計		2,483 人	2,532 人	32 人	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する派遣職員などを含みます。会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員は含みません。

また、表中「病院」区分の職員数は、市民病院と南郷診療所の合計人数です。

② 会計年度任用職員（フルタイム）

地方公務員法及び地方自治法の改正（令和2年4月1日施行）により新設された会計年度任用職員のうち、フルタイムの会計年度任用職員の職員数は次のとおりです。

(各年4月1日現在)

区分	職員数(人)		対前年増減数
	令和5年	令和6年	
会計年度任用職員 (市全体)	72	69	▲3

③ 再任用職員

職員が長年培ってきた能力・経験を活用するとともに、雇用と年金との連携を図ることを目的として、定年退職した職員を再雇用する再任用制度を導入しています。

任用状況は、次のとおりです。

区 分		R5. 4. 1 時点の任用状況					R6. 4. 1 時点の任用状況				
		本庁	教育 委員会	市民 病院	交通 部	計	本庁	教育 委員会	市民 病院	交通 部	計
再任用 職員(人)		42	6	14	11	73	42	5	12	10	69
内 訳	フルタイム 勤務(人)	20	4	7	11	42	18	4	5	10	37
	短時間 勤務(人)	22	2	7	0	31	24	1	7	0	32

(3) 新規採用の状況

職員の新規採用は、公平性・公正性の観点から、競争試験を原則として、大学行政等の職種区分に応じた採用試験を実施しています。

試 験 職 種 区 分	令和5年度 新採用者数	令和6年度 新採用者数	備考
大学行政	16人	13人	本庁採用
短大事務	2人	4人	
高校事務	5人	5人	
社会人事務	6人	4人	
障がい者事務	1人		
大学土木	1人		
短大土木	1人	1人	
高校土木	2人	1人	
社会人土木		1人	
大学建築	1人	1人	
短大建築			
大学機械	1人		
短大機械			
高校機械			
社会人機械		1人	
大学電気			
短大電気			
高校電気			
大学化学		2人	
社会人化学			
大学農業		1人	
学芸員	2人	2人	
農芸化学			
保健師	7人	2人	

社会福祉士		2人	
精神保健福祉士			
獣医師	1人	1人	
薬剤師	1人	1人	
司書			
栄養士			
介護支援専門員			
事務	2人	4人	市民病院採用
障がい者事務			
技師			
診療情報管理士			
医療社会福祉士			
看護師	42人	56人	
診療放射線技師	2人	3人	
理学療法士	2人	2人	
作業療法士	2人		
言語聴覚士	1人		
歯科衛生士		1人	
臨床検査技師	3人		
臨床工学技士	2人	3人	
栄養士			
薬剤師	2人	1人	
精神保健福祉士			
救急救命士	1人	2人	
臨床発達心理士			
運転技師			交通部採用
計	106人	114人	

(注) 病院の医師、公立学校等からの採用者など、新規採用とは異なる採用者は含みません。

(4) 退職者の状況（令和5年度）

区 分	定年退職者	普通退職者等	計
市長部局等	8人	21人	29人
市民病院	1人	111人	112人
交 通 部	1人	0人	1人
教育委員会	1人	2人	3人
計	11人	134人	145人

（注1） 職員の退職には、定年に達した職員が退職する「定年退職」と、本人の自発的な意志に基づき退職する「普通退職」などがあります。再任用職員の退職は含みません。

（注2） 市長部局等には、市長が所管する事務部局のほか、議会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員の事務局を含みます。

(5) 職員の昇任の状況（令和6年4月1日人事異動）

区 分	男性職員	女性職員	計
部 長 級	4人	0人	4人
次 長 級	14人	2人	16人
課 長 級	24人	6人	30人
課長補佐級	26人	5人	31人
班 長 級	20人	15人	35人
主 査 級	26人	28人	54人
計	114人	56人	170人

2 職員の人事評価の状況

平成28年度より能力評価と業績評価からなる人事評価制度を導入しています。職務遂行の過程で見られた職員の意欲、能力及び勤務の実績等を適確に把握し、評価することにより、職員の能力開発（人材育成）・勤務意欲の向上・適材適所の人事配置等を進めるとともに、職員が能力を最大限発揮し、その能力を有効活用することを通じ、組織力の向上を図ります。

(1) 能力評価

概 要	職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価（5段階）
評価期間（評価基準日）	令和5年4月1日～令和6年3月31日（令和5年11月1日）
対 象 者	一般職の職員
評価結果の活用	令和6年1月の昇給に反映

(2) 業績評価

概 要	職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価（5段階）
評価期間（評価基準日）	令和5年4月1日～令和6年3月31日（令和6年2月1日）
対 象 者	一般職の職員
評価結果の活用	翌年度（令和6年度）の勤勉手当に反映

3 職員の給与の状況

(1) 人件費 (令和5年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 R6.3.31	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	4年度の人件費率 (参考)
216,596 人	108,767,060 千円	3,037,042 千円	10,370,380 千円	9.5%	9.6%

(注) 人件費には、一般職の退職手当や共済費(保険料)等を含みます。また、特別職の給料等も含みます。

(2) 職員給与費 (令和5年度普通会計決算)

給 与 費				一人あたり給与費
給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計	
4,417,722 千円	763,487 千円	1,724,086 千円	6,905,295 千円	5,702 千円

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額・平均給与月額・平均年齢 (令和6年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
八 戸 市	309,424 円	358,741 円	40.5 歳	289,828 円	307,844 円	58.1 歳
国	323,823 円	405,378 円	42.1 歳	288,144 円	330,553 円	51.2 歳
青 森 県	312,300 円	372,905 円	42.6 歳	300,700 円	335,767 円	53.5 歳

(注) 「平均給料月額」とは基本給の平均を指し、「平均給与月額」は基本給と毎月支払われる手当の額の平均を指します。また、国の平均給与額は時間外勤務手当等を含みません。

(4) 職員の初任給 (令和6年4月1日現在)

区 分		八 戸 市		国	
		初 任 給	採用2年経過給料額	初 任 給	採用2年経過給料額
一般行政職	大学卒	202,400 円	211,900 円	196,200 円	206,600 円
	高校卒	170,900 円	180,700 円	166,600 円	174,900 円
技能労務職	高校卒	169,000 円	178,200 円	—	—

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	259,400 円	291,560 円	346,420 円
	高校卒	225,600 円	259,075 円	292,430 円
技能労務職	高校卒	—	—	—

(注) 技能労務職については、該当者がいません。

(6) 一般行政職の級別職員数（令和6年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務内容	主 事		主 査	主 幹	副参事	課 長	次 長	部 長	
職 員 数	163 人	170 人	307 人	178 人	159 人	71 人	34 人	15 人	1,097 人
構 成 比	14.9%	15.5%	27.9%	16.2%	14.5%	6.5%	3.1%	1.4%	100.0%
1 年前の構成比（参考）	16.1%	15.0%	27.4%	16.1%	15.0%	6.1%	2.8%	1.5%	100.0%

（注1） 八戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

（注2） 職員数は、一般行政職のみの人数です（税務職相当職、福祉職相当職、医療職、技能労務職、教育職、企業職は含みません）。

(7) 職員手当（令和5年度支給割合など）

【期末手当・勤勉手当】

八 戸 市			国		
（支給割合）	期末手当	勤勉手当	（支給割合）	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.20 月分	0.95 月分	6 月期	1.20 月分	1.00 月分
12 月期	1.25 月分	1.0 月分	12 月期	1.25 月分	1.05 月分
計	2.45 月分	1.95 月分	計	2.45 月分	2.05 月分
職制上の段階・職務の級等による加算措置		有	職制上の段階・職務の級等による加算措置		有

【寒冷地手当】

八 戸 市			国		
世 帯 主	扶養親族あり	17,800 円/月	世 帯 主	扶養親族あり	17,800 円/月
	扶養親族なし	10,200 円/月		扶養親族なし	10,200 円/月
その他の職員		7,360 円/月	その他の職員		7,360 円/月
※毎年 11 月から翌年 3 月までの支給となります。			※青森県内は全市町村 4 級地の支給額となります。		

【退職手当】

八戸市			国		
支給率	自己都合	定年	支給率	自己都合	定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (1～45%加算)	
一人あたり 平均支給額	13,042 千円				

（注） 一人あたりの平均支給額は令和5年度に退職した職員に支給された手当額の平均です（市民病院・交通部分は含みません）。

【特殊勤務手当】

区 分		全会計 (市民病院・交通部除く)	参考 (普通会計)
職員全体に占める手当支給職員の割合 (R5 年度)		7. 9 %	7. 9 %
支給職員 1 人あたりの平均支給年額 (R5 年度決算)		238, 475 円	64, 053 円
手 当 の 種 類 (手当数) ※R5 年 4 月 1 日現在		1 4 種類	1 3 種類
代表的な手当の種類	支給額の多い手当	能率手当	廃棄物収集等業務手当
	多くの職員に支給 されている手当	廃棄物収集等業務手当 福祉業務手当 道路上作業手当	廃棄物収集等業務手当 福祉業務手当 道路上作業手当

【地域手当】

支給対象地域	東京都
支給率 (R5 年度)	2 0 %
支給職員数 (R5 年度)	2 人
国の制度 (支給率) (R5 年度)	2 0 %
支給職員 1 人あたり 平均支給年額 (R5 年度決算)	731, 490 円

【時間外勤務手当】

R 5 年度	支給総額	353, 880 千円
	職員 1 人あたり支給年額	283 千円
R 4 年度	支給総額	415, 535 千円
	職員 1 人あたり支給年額	336 千円

(注) 市民病院及び交通部分は含みません。

【扶養手当】

内 容		国の制度との異同
配 偶 者 、 父 母 等	6, 500 円/月	同じ
子	10, 000 円/月	
16～22 歳の子 1 人につき	5, 000 円/月加算	

【住居手当】

内 容		国の制度との異同
借家・借間	家賃に応じて 100 円/月～27, 000 円/月	異なる

【通勤手当】

内 容		国の制度との異同
交通機関利用 (バス・電車など)	運賃相当額 (最高限度額 55, 000 円/月)	同 じ

【管理職手当】

内 容		国の制度との異同
部長級 76, 000 円/月 次長級 63, 000 円/月 課長級 54, 000 円/月		異なる

【単身赴任手当】

内 容	国の制度との異同
職員の住居と配偶者との住居の交通距離に応じて 30,000 円／月～100,000 円／月	同 じ

(8) 特別職の報酬等（令和6年4月1日現在）

区 分	給料（報酬）月額	期 末 手 当
市 長	1,062,000 円	（支給割合） 6 月期 1.625 月分 1 2 月期 1.675 月分 計 3.30 月分 加算措置 有
副市長	856,000 円	
議 長	687,000 円	
副議長	626,000 円	
議 員	597,000 円	

（注1）期末手当の支給割合は、令和5年度における割合です。

4 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	範 囲
勤務時間 (休憩時間を除く)	8 : 15 ~ 17 : 00
休憩時間	12 : 00 ~ 13 : 00
勤務を要しない日	土曜日、日曜日
休日	国民の祝日、12 / 29 ~ 1 / 3

(注) 勤務場所及び職種により、勤務時間、勤務を要しない日、休日が異なる場合があります、それぞれ勤務時間を定めています。

(2) 休暇制度の概要・種類等（令和6年4月1日現在）

休暇の種類	有給・無給の別	概 要
年次有給休暇	有 給	1年度につき最高20日間（未使用の年次休暇は、20日を限度として翌年度に繰越）
病気休暇	有 給	負傷または病気のために療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、医師の証明に基づき、その療養に必要な期間認められる休暇
介護休暇	無 給	配偶者、子、父母、配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当な場合に認められる休暇（2週間以上6ヶ月以内）
組合休暇	無 給	職員団体の構成員として当該職員団体の業務に従事する場合又は当該職員団体の加入する上部団体の業務に従事する場合に認められる休暇（30日以内）
特別休暇	有 給	主な特別休暇（種類・付与日数等）
		産前休暇 出産予定日以前の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内
		産後休暇 出産日の翌日から8週間以内
		結婚休暇 7日以内
		忌引休暇 配偶者10日、父母7日、子7日、祖父母3日等
		ボランティア休暇 被災地における支援活動や障がい者支援施設・特別養護老人ホーム等で支援活動を行う場合、1年度につき5日以内
		妻の出産 出産の日からの2週間以内に3日以内
		子の看護休暇 中学校就学前の子の看護を行う場合、1年度につき5日以内（子が2人以上の場合は10日以内）
		短期介護休暇 配偶者、子、父母、配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合、1年度につき5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）
		育児参加休暇 妻の出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）から出産後1年までの間に、生まれた子や小学校就学前の子を養育する場合、5日以内
		夏季休暇 5日以内

(3) 年次有給休暇の取得状況（令和5年度）

年次有給休暇は、原則1年度に20日取得できますが、その年度に取得しなかった年次有給休暇の日数は、20日を限度に翌年度へ繰り越すことができます。

総取得可能日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員数 (c)	平均取得日数 (b) / (c)	消化率 (b) / (a)
86,034.9日	29,611.4日	2,275人	13.0日	34.4%

(注) 対象職員数には、令和4年度中の中途採用者や中途退職者、育児休業や休職の事由がある職員などを含みません。

5 職員の休業に関する状況

育児休業に関する制度は、3歳未満の子を養育するため休業することができる「育児休業制度」と、小学校入学までの子を養育するため、1日の勤務時間のうち2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる「部分休業制度」、同じく小学校入学までの子を養育するため、週19時間25分～24時間35分の勤務時間を選択できる「育児短時間勤務制度」があります。

育児休業等の取得状況（令和5年度）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務者数
男性職員	21人	1人	0人
女性職員	53人	29人	1人
計	74人	30人	1人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和5年度）

職員が一定の事由に該当する場合に、地方公務員法第27条および第28条の規定に基づいて行った分限処分です。

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	計
勤務実績が良くない場合				
心身の故障の場合			15人	15人
職に必要な適格性を欠く場合				
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職又は過員を生じた場合				
刑事事件に起訴された場合				
条例で定める事由による場合				
計			15人	15人

(注1) 降任：現在就いている職より下位の職に任命する処分

(注2) 免職：職員の意に反してその身分を失わせる処分（退職手当の支給有り）

(注3) 休職：職員としての職を保有したまま、一定期間職務に従事させない処分（一部給料支給有り）

(2) 懲戒処分者数（令和5年度）

職員が一定の事由に該当する場合に、地方公務員法第29条の規定に基づいて行った懲戒処分です。

処 分 事 由		戒 告	減 給	停 職	免 職	計
本人の行為	給与・任用関係					
	一般服務違反関係					
	一般非行関係			2人		2人
	収賄等関係					
	道路交通法違反		1人			1人
	小 計					
監督責任						
計			1人	2人		3人

(注1) 戒告：職員の義務違反を確認するとともに、その将来を戒める処分

(注2) 減給：一定期間、職員の給料を減額して支給する処分

(注3) 停職：一定期間を職務に従事させない処分（無給）

(注4) 免職：職員からその職を失わせる処分（退職手当の支給無し）

7 職員の服務の状況

(1) 服務規律の遵守に関する取組状況

服務規律の遵守については、職員研修や文書などにより、機会あるごとに周知徹底を図り、綱紀の肅正及び服務規律の徹底に努めています。

(2) 職務専念義務の免除

地方公務員法第35条の規定により、職員には、法律または条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中、職務に専念する義務が課せられています。

例外的に職務専念義務が免除される場合の主な例は、次のとおりです。

法律に定めがある場合	条例に定めがある場合
○分限休職処分を受けた場合（地方公務員法） ○育児休業または部分休業をする場合（地方公務員の育児休業等に関する法律） ほか	○研修を受ける場合 ○厚生に関する計画に参加する場合 ○その他任命権者が定める場合 ・全国大会規模の各種競技会に役員、選手等として参加する場合 ほか

(3) 営利企業等への従事制限

地方公務員法第38条の規定により、職員は、任命権者の許可を得なければ、営利企業の役員等へ就任すること、自ら営利企業を営むこと及び報酬を得て事業に従事することができません。

市では、職員から営利企業等への従事について申請があった場合には、次に掲げる基準をすべて満たしている場合に限り、これを許可しています。

- 職員の占めている職と営利企業との間に特別な利害関係またはその発生のおそれがない場合
- 営利企業に従事しても職務の遂行に支障がないと認める場合
- 地方公務員法の精神に反しないと認められる場合

8 職員の退職管理の状況

令和5年度退職者（124名）の再就職状況は下記のとおりです。

	八戸市		八戸市以外				小 計	届出なし	計
	再任用	その他 (非常勤特別職等)	国、地方公共団体等	地方独立行政法人	市が出資する公社等 (注1)	その他民間団体			
全 体	2人	5人	19人	9人	3人	36人	74人	50人	124人

(注1) 市が出資する公社等：市が出資等を行う法人で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条による市職員の派遣が認められている法人、市長が代表者に就任している法人及び市が25%以上出資等している法人を指します。

(注2) 退職手当の支給を受けることなく、退職して引き続き国や他の地方公共団体などの職員となった場合は含みません。

(注3) 再任用職員の退職も含みます。

9 職員の研修の状況

(1) 研修の実施状況（令和5年度）

職員の勤務能率の発揮および増進のために各種研修を行っています。

区 分	主な研修	受講者数
基本研修 (階層別研修)	新採用職員前期研修	46人
	新採用職員後期研修	47人
	主事級職員第一部（採用後2年目）研修	38人
	主事級職員第二部（採用後5年以上）研修	32人
	主査級職員研修	36人
	班長級職員研修	24人
	課長補佐級職員研修	28人
	課長級職員研修	11人
	小 計 ①	262人
派遣研修	実務研修（総務省、内閣官房・内閣府、トヨタ自動車㈱）	5人
	自治大学校・東北自治研修所（長期）	2人
	市町村職員中央研修所	10人
	全国建設研修センター	6人
	青森県自治研修所	12人
	講師養成等	2人
	小 計 ②	37人
その他研修	人事評価者研修	37人
	小 計 ③	37人
合 計 （ ①+②+③ ）		336人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の状況

職員の健康診断（定期健康診断及び特別定期健康診断）を実施するとともに、その結果に基づき、産業医等による事後指導を行っています。

また、職員の時間外勤務時間が一定の基準を超過した場合、過重労働による健康障害防止のため、産業医の書面による助言指導または面談による保健指導を行っています。

(2) 公務災害の状況

公務上または通勤による災害（負傷、疾病、障がいまたは死亡）を受けた職員には、地方公務員災害補償法に基づき、その災害によって生じた損害が補償されます。

市職員における災害の認定および補償については、地方公務員災害補償基金青森県支部が行っており、令和5年度の認定は、公務災害が20件あり、通勤災害は1件でした。

(3) 福利厚生の状況

職員の福利厚生については、職員相互の親睦と福利の増進を目的として八戸市職員互助会が主体となって実施しており、令和5年度は主に給付事業、文化体育会事業、職員食堂の運営などの事業を行いました。

【八戸市職員互助会の構成】

八戸市の職員 八戸地域広域市町村圏事務組合の職員 八戸圏域水道企業団の職員	会員数 (R5年度)	3,020人
---	---------------	--------

(4) 利益の保護の状況

令和5年度において、勤務条件に関する措置請求および不利益処分に関する不服申立ては、いずれもありませんでした。